

議案第 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 47 年白岡町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「この項から第 3 項まで」を「この条」に改め、同条第 2 項第 1 号中「次項」を「第 4 項」に改め、同項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6 万 6, 400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号中アからスまでを削り、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「及び前項第 2 号」を「、第 2 項第 2 号」に改め、「に定める額」の次に「及び前項第 1 号に定める額」を加え、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 7 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5, 000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、通勤手当について所要の改正を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。